

## 富山市スマートシティ推進体制に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山市スマートシティ推進ビジョンで示す富山市版スマートシティの実現に向けて、市民の困りごとや地域の課題を解決するスマートシティ事業を創出するため、推進体制について必要な事項を定める。

### (富山市版スマートシティ)

第2条 富山市版スマートシティとは、デジタル技術の導入とそれにより得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決に資する官民のサービスを創出する政策であり、本市のコンパクトシティ政策を補完し、融合を図ることにより、市民生活の質及び利便性の更なる向上や地域特性に応じた市域全体の均衡ある発展を目指すものである。

### (組織)

第3条 富山市版スマートシティの実現のため、次の組織を設置する。

- (1) 富山市スマートシティ推進本部
- (2) 富山市スマートシティ推進プラットフォーム

### (富山市スマートシティ推進本部)

第4条 富山市スマートシティ推進本部（以下「推進本部」という。）は、市のスマートシティ政策における推進主体として、ビジョンの策定及びスマートシティ事業に関する意思決定等を行う。

2 推進本部の組織及び運営に関する事項については別に定める。

### (富山市スマートシティ推進プラットフォーム)

第5条 富山市スマートシティ推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、富山市版スマートシティの実現に向けて、推進本部と連携し、スマートシティ政策を推進する。

2 プラットフォームには、専門知識や実務経験を有する産学官の有識者などにより構成する運営委員会を設置し、プラットフォームの運営方針や市のスマートシティ政策に関する意見や助言を行う。

3 プラットフォームには、企業や団体等が会員として参画し、会員は、市や会員相互と連携し、市民の困りごとや地域課題の把握に努め、これらを解決するスマートシティ関連サービスの創出を目指す。

4 運営委員会の組織及び運営に関する事項、会員に関する事項についてはそれぞれ別に定める。

### (ワンストップ窓口)

第6条 会員による積極的な事業提案、市民の困りごとや地域課題の把握などを促進す

るため、ワンストップ窓口を設置する。

2 ワンストップ窓口の運用に関する事項については別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。